

## 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の豊川市立学校における授業等の取扱いについて

- 1 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合
    - 通常どおりの教育活動を行う。（現行と同様）
    - 校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせ、校外で活動中の場合はいつでも帰校できるよう準備する。
    - 後に発表される臨時情報（2の(1)から(3)）に備え、情報収集を行う。
  - 2 1の発表後に、気象庁から以下の臨時情報が発表された場合
    - (1) **南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）**
      - 後発地震の発生に備え、適切な措置を行うとともに、必要な教育活動を通常通り継続する。
      - 通常の授業や行事は行い、授業終了後には、児童生徒等を速やかに帰宅させる。
      - 部活動については実施しない。
      - 校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）し、校外で活動中の場合は速やかに帰校させる。
      - 校長は、学校の立地条件や児童生徒等の登下校の状況を勘案して、必要と判断した場合には、臨時休業とすることができる。
      - ★ 後発地震の発生に備え、適切な措置を行うとともに、後発地震が発生した際の児童・生徒の保護の方法等について、各小中学校が作成した防災計画等を参考に、個々の小中学校の状況に応じて事前に検討する。【①】
        - ※後発地震の発生に備え、次の措置を行う。
          - ・保護者及び関係機関の緊急連絡先の再確認
          - ・児童・生徒の保護の方法、避難経路、避難誘導実施担当者等の再確認
          - ・施設の防災点検、設備及び備品等の転倒・落下防止対策
          - ・出火防止措置及び消防用設備等の再点検
          - ・食料・飲料水等の備蓄状況及び非常持ち出し品の再確認
          - ・その他、後発地震に備えた施設及び設備の再点検
    - (2) **南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）**
      - 通常どおりの教育活動を行う。
      - 校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）し、校外で活動中の場合は速やかに帰校させる。
      - 上記2（1）★を同様に行う。
    - (3) **南海トラフ地震臨時情報（調査終了）**
      - 通常どおりの教育活動を行う。
- ※ 豊川市は、地震発生後30分以内に30cm以上の浸水が想定される「事前避難対象地域」を設定しません。【②】

### <(1)から(3)のすべての段階において留意する事項>

- ※ 地震発生に備え、減災に向けた緊急点検や情報収集を行う。
- ※ 児童生徒等の下校にあたっては、児童生徒等の安全確保の観点から、場合によっては学校において一時待機させることも検討すること。

### 【①②】

豊川市危機管理課「南海トラフ地震臨時情報に係る対応マニュアル」より